

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額	貸付の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額
[略]		[略]	
被害生産者が県の要請に応じたしいたけ栽培のための原木の使用の自粛により、新たにしいたけ栽培のための原木を購入する必要が生じた場合に、当該被害者に対して貸し付ける資金	[略]	被害生産者が県の要請に応じたしいたけ栽培のための原木の使用の自粛により、新たにしいたけ栽培のための原木を購入する必要が生じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]
		<u>被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、新たにしいたけ栽培のためのビニルハウスの整備をする必要が生じた場合であって当該整備を補助金（知事が別に定める補助金に限る。）の交付を受けて行うときに、当該被害生産者に対して貸し付ける資金</u>	<u>新たに整備するビニルハウス1棟につき299,000円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。